

○ 鈴鹿工業高等専門学校卒業認定に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第12号
最終改正平成28年3月2日

鈴鹿工業高等専門学校卒業認定に関する規則

(趣旨)

第1条 卒業の認定は、この規則の定めるところによる。

(卒業認定の基準)

第2条 第5学年を修了した者について、次の各号に該当する場合は卒業を認定する。

- (1) 各学年において、所定の単位を修得していること。
- (2) 全学年において修得した単位は167単位以上(そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。)であること。
- (3) 別に定める各学科の学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしていること。

(卒業認定)

第3条 前条の認定は、専任の授業担当教員で組織する卒業判定会議の意見を聞いて校長がこれを行う。

(卒業証書の授与)

第4条 前2条により卒業を認定した者には卒業証書を授与する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。